



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 71/2016年9月号

発行日：2016年9月28日

今月と先月と海外に行く機会がありましたが、異常気象の話題が出ていました。
日本では、台風1号発生が極端に遅かったものが、一転して記録的な上陸数となり、各地で被害が出ています。北極や南極の氷河も、すさまじい速さで消滅していると聞きます。
異常気象が、全世界的に起こっており、そして、もう異常ではなくなっていることを痛感しています。

I. 最新情報（2016年8月1日～2016年8月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年8月 1日	意見	実務対応報告公開 草案第47号「リ スク分担型企業年 金の会計処理等に 関する実務上の取 扱い（案）」等に 対する意見につい て	平成28年6月2日に企業会計基準委員会から実務対応報告公開 草案第47号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上 の取扱い（案）」等が公表され、広く意見が求められました。日 本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する 意見を取りまとめ、平成28年7月25日の常務理事会の承認を得 て、7月29日付けて企業会計基準委員会に提出いたしましたので お知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年8月 3日	研究 報告	公会計委員会研究 報告第21号「監 査基準委員会報告 書800及び805 を公的部門に適用 する場合の論点整 理」の公表につい て	日本公認会計士協会（公会計委員会）では、監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」等の公表に基づき、公的部門における取扱いの指針として、国際的な公監査に係る基準等の取扱いを再確認し、現在我が国の公的部門で「財務諸表監査」が制度化されている、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人における財務報告の枠組みの考え方を再度整理し、監査基準委員会報告書800及び805並びにQ&Aで展開されている各種概念について、公的部門において適用する際の論点を整理いたしました。	—

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年8月 12日	研究 報告	租税調査会研究報 告第31号「国境 を越える電子商取 引と消費税につい て」の公表につい て	日本公認会計士協会は、平成28年7月25日に開催されました常務理事会の承認を受けて「租税調査会研究報告第31号「国境を越える電子商取引と消費税について」」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 本研究報告は、平成27年度税制改正で電気通信利用役務の提供に関する内外判定や課税方式等について消費税法の改正が行われたことから、その制度上の課題などについての検討を行い、その結果を報告するものです。	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

【品質管理レビュー制度について】

今回は、弊監査法人内ではトピックであります表題の件について、関係者の方々にもぜひ知っておいていただきたい事柄を簡潔にまとめました。詳しくは、日本公認会計士協会のウェブサイト内「品質管理レビュー制度」をご覧くださいと思います。

尚、意見に関する部分は筆者の私見であることをお断りいたします。

①自主規制の取組

日本公認会計士協会は、公認会計士業務の質的水準の維持・向上、社会的信頼の確保のため、いくつかの自主規制の取組をしています。

自主規制としての継続的専門研修制度や職業規範の整備等は、弁護士会、税理士会等の他の同業者団体でも制度化されていると思いますが、「品質管理レビュー制度」については、他の同業者団体には存在していないか存在できないのではないのでしょうか。

②品質管理レビュー制度

日本公認会計士協会（以下「協会」という。）では、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を公認会計士法の下で自主規制として運用しています。また、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、広く一般に公開しており、これらの名簿への登録の可否や監査事務所への登録に関する措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度（上場会社監査事務所登録制度）として運用しています（以上、日本公認会計士協会のウェブサイトから抜粋）。

協会が行う品質管理レビューは、監査業務に係る契約を締結している全ての監査事務所を対象として実施されます。ただし、その中核は上場会社を初めとする公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査を行う監査事務所(注)を対象として、原則として3年に一度（大手監査法人は2年に一度）の頻度で実施されます（以上、日本公認会計士協会のウェブサイトから抜粋）。

③制度の特徴

①に既述の通り、品質管理レビュー制度は、他業種団体には制度として成立しづらいものと考えます。

例えば、弁護士、税理士、医師等が担う業務の質的向上や社会的信頼性の維持確保を図る為に、同業者団体内で他の同業者の業務内容や治療内容をチェック（レビュー）し合うなどということは、一般的には考え本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

られない事ではないでしょうか。

その理由としては、彼らの行う通常取引は、業務の契約の相手先だけが、その業務からもたらされる利益を享受し、そして、その相手先だけが業務の利益の対価を支払うからです。

つまり、そこには公共性はなく、1対1の個別取引となります。

これに対し、我が国の外部監査における取引は、会社法や金融商品取引法等の定めにより、広く利害関係者のために、財務情報の適正性を保証することを目的としていますから、監査業務からもたらされる利益は実際の契約の相手である会社等ではなく、広く利害関係者が享受していることとなります。そして、監査業務の報酬の支払は、契約の相手である会社等が行なっているという特徴があります。

この監査業務からもたらされる利益の享受が広く利害関係者に及ぶという公共性こそが、現在の品質管理レビューを自主規制として制度化している理由となります。

④品質管理レビューの種類

品質管理レビューには、監査法人全体の品質管理の状況を対象として、3年に1回定期的に行われる通常レビュー（定期レビューと機動レビュー）と社会的信頼を損なうおそれのある場合に行われる特別レビューがあります。

上記は、日本公認会計士協会内の品質管理委員会による自主規制として行われますが、これら自主規制の枠外として、金融庁の公認会計士・監査審査会による検査というものもあります。

⑤おわりに

我々の担う監査業務は、公共性を持つという特徴があります。その責任の重大性を再認識し、監査業務に邁進する所存でございますので、今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703